

# 強制出向裁判通信

「54歳原則出向」を悪用した組織破壊攻撃を許さないぞ！

2022年10月25日 No. 23

J R 東海労新幹線関西地本  
強制出向裁判プロジェクト

**本日(10/25) 前田さんは  
「サービック」への出向命令効力停止の  
仮処分を申し立てる！**

**西さんに続いて二人目の仮処分申立！  
「サービック」への出向命令を取り消して  
ただちに西さん、前田さんを運輸所に戻せ！**

本日(10/25)、前田さん(JR東海労新幹線関西地本副委員長、前大阪運輸所分会長)は、9月1日から「サービック」に強制出向させられたことに対して、「サービック」への出向命令の効力を停止するための仮処分を申し立てました。

強制出向に対しては、下茂さん(JR東海労新幹線関西地本執行委員、前大阪運輸所分会書記長)と西さん(JR東海労新幹線関西地本執行委員)が、1月20日に「本人の同意のない出向は無効である」として大阪地裁に提訴しています。

また、7月6日に西さんは、「エムティー」の出向を解除したにもかかわらず、大阪第一運輸所に戻さず「サービック」に出向替えしたことに對して、仮処分申立を行っています。

今回、前田さんが「サービック」に強制出向させられたことにより、新幹線乗務員の職を奪われ、経済的不利益をこうむり、また、東海労新幹線関西地本の役員としての活動は阻害され、東海労(新幹線関西地本)の組合運動及び組合運営も阻害されるに至っています。よって、前田さんは一刻も早く大阪第二運輸所に戻るために、仮処分申立を行いました。

**東海労組合員を職場から放逐する強制出向は許さないぞ！  
「54才原則出向」を悪用した組織破壊攻撃は許さないぞ！**

強制出向は、東海労の組織破壊を目論んで、東海労組合員を職場から放逐するため、今や必要性も合理性も失っている就業規則第28条の2(54才原則出向)を悪用したものです。会社には出向(強制出向)するための出向命令権の根拠はありません。あるのはただ一つ、東海労の組織を破壊するためです。

東海労組織破壊攻撃である強制出向を許さず、職場から放逐された東海労組合員だけでなく、すべての強制出向者を元の職場に戻さなければなりません。